

① 未疱瘡の者は必ず種痘の達書

佐久市五郎兵衛記念館寄託松澤達雄家文書  
(A-220・年月日不明)

天然痘から領民を守るため種痘の実施通知を領民に達しているが、領民たちは怖がり協力してくれない姿が伺える通達

(本文)

来ル二十五日疱瘡植候ニ付未ダ疱瘡前  
之者之有リ候分者残らず差出し植えて貰い候、  
此の段申し達し候、以上

四月二十二日

御馬寄村印  
相浜村印  
八幡村印  
蓬田村印  
桑山村印  
右名主中印

代官所  
桑山村

嘉永元年正月二日

桑山村 代官所

一月二日種痘

有

②来月二日には種痘を受けるよう達書

佐久市五郎兵衛記念館寄託松澤達雄家文書

(A-220・年月日不明)

嘉永五年一月から始まつた天然痘の感染防止の種痘の接種も中々領民は怖がつて協力をしないようです。

(本文)

御馬寄村

相浜村

八幡村

蓬山村

右名主申

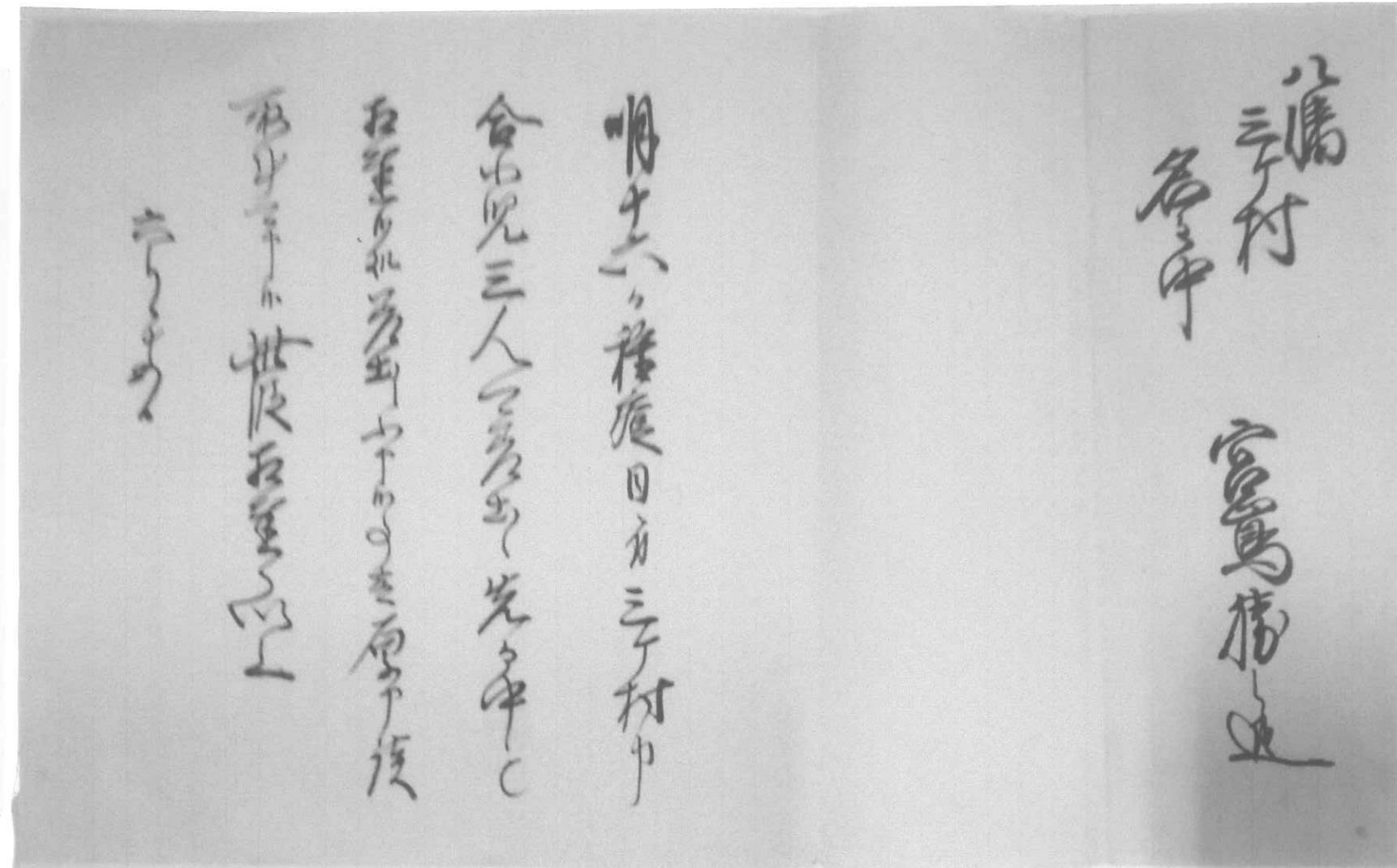
代官所

来月二日 種痘日二候間

一ヶ村三人程ツツ差出シ

申ス可候段申シ達シ候、以上

属  
三ヶ村  
名主  
宮嶋勝之進



③明ル一六日の種痘日には三ヶ村申し合わせて小兒三人は必ず受けるようとの達書

佐久市五郎兵衛記念館寄託松澤達雄家文書  
(A-243・年月日不明)

宮嶋勝之進は小諸藩の担当代官です。領民たちは藩命にも関わらず種痘の実施を固辞しており代官の苛立ちが伺えます。

(本文)

八幡

三ヶ村 宮嶋勝之進

明十六日種痘日二付 三ヶ村來申シ合ワセ  
小兒三人指出可キ候、先日モ  
相達シ候処差出シ申サズ候事故厚申談  
取斗申ス可ク候、此段相達シ候、以上

八幡  
佐久市五郎兵衛記念館寄託松澤達雄家文書

來ル十日種痘日ニ付兼テ達シ置キ候通リ之御趣意柄ニ  
付村々申シ談ジ、一村兩三人ツツ相違無ク差出シ相願候、  
此ノ段申シ達シ候、以上

④来ル一〇日の接種日には一村三人は必ず受けさせるようにとの達書

佐久市五郎兵衛記念館寄託松澤達雄家文書  
(A-248・年月日不明)

代官からの種痘の実施の達書にも拘らず領民たちはなかなか種痘に協力しないようです。達書の文中に相願うという代官も困惑しているようです。

(本文)

八幡村

蓬田村

代官所

桑山村

名主中

来ル十日種痘日ニ付兼テ達シ置キ候通リ之御趣意柄ニ  
付村々申シ談ジ、一村兩三人ツツ相違無ク差出シ相願候、  
此ノ段申シ達シ候、以上

七月八日  
尚々間違ヲ以テ候テハ宣撫之間右心得ニテ差出ス可ク候、以  
上

八幡  
佐久市五郎兵衛記念館寄託松澤達雄家文書

八幡三村代官所  
名主中

明治十八年種痘日付  
未痘者供達へ種痘を受るよう達書

佐久市五郎兵衛記念館寄託松澤達雄家文書

(A-99・年月日不明)

秋の忙しい収穫時期を迎えました。子供たちを小諸城下の種痘所へ連れて行くのは一日がかりです。代官の領民を気遣う優しさが残された達書です。

(本文)

八幡

三ヶ村 代官所

明二十六日種痘日二付 未痘之子供之有者へ申付ケ  
差出ス可ク候、時分柄迷惑ニハ之有リ可ク候得共、  
三ヶ之内申合セ申出可ク候、以上

九月二十五日

備前守  
おほ村  
多幸  
伏古

嘉永五年冬種痘之旨  
七日始有御令五府八郡  
忠臣蔵をうかがひまむすば  
采配二月三日

嘉永五年三月

⑥種痘の実施が軌道に乗ってきたことが伺える達書

佐久市五郎兵衛記念館寄託相浜村碓氷文良家文書

(嘉永六年(1853)一〇月三日)

達書の日付に丑年とあり、珍しく年代が分かる文書です。嘉永五年から始まった種痘の実施も領民たちの理解が進み順調のようです。

(本文)

山浦村  
相浜村 代官所  
名主中

兼テ相達シ置キ候 種痘之義 当月

七日始リニ付、例之通り相心得 八日目毎二

小兒差出ス可シ 其ノ度々相達セズ候間 此ノ段

承知ノ上 順達致ス可ク候、以上

丑 十月三日